

社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会

南三陸町デイサービスセンターいりや地域密着型通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会が開設する「南三陸町デイサービスセンターいりや」(以下「事業所」という。)で行う介護保険法に基づく地域密着型通所介護及び第1号通所事業(以下「事業」という。)の運営に関して、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従事者(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態等にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成された居宅サービス計画等に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を適切に提供するとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じてその特性に応じたサービスのできる体制を整える。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 南三陸町デイサービスセンター いりや

(2) 所在地 宮城県本吉郡南三陸町入谷字新中の町2番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の心身の状況、希望、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容を記載したサービス計画を作成すると共に、その実施状況及び目標の達成記録を行う。

(3) 介護職員 2名以上

介護職員は、地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供にあたる。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の身体の状況にあわせ機能訓練にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後3時30分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

(事業の内容)

第7条 地域密着型通所介護及び第1号通所事業の内容は、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要介護者等に必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

(利用料とその他の費用)

第8条 地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供した場合の利用料金の額は、市町村長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、利用に応じて次に掲げる費用の額を利用者から徴収することができる。

(1) 食材料費及び調理に係る人件費実費相当額として、1回につき600円

3 前項の費用支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、南三陸町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者に対し、適切な地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供するために、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時における対応方法)

第11条 生活相談員等は、事業の実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合には、速やかに利用者の主治医、緊急時連絡先（家族等）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等に報告するものとする。

2 利用者に対する地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供により事故が発生し

た場合には、加入している保険の範囲内で損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて防災計画を立てて、定期的に避難、救出訓練をするものとし、火災の防止にあたっては、速やかに通報できる体制を確保し、消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、生活相談員等の清潔等の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業の拠点となる事務所のサービス提供時に用いる設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業所は、事業所において感染症が発生した場合、又はまん延の防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理体制及び手順)

第14条 事業所は、重要事項説明書に苦情対応の体制及び手順を定め、説明、掲示等の措置を講じることとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者を置くこと。

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催し、その結果については生活相談員等に周知徹底を図ること。

(3) 生活相談員等に対する虐待を防止するための定期的な研修を実施すること。

(4) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(5) その他虐待防止のために必要な措置を講じること。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所生活相談員等又は養護者(現に養護している家族、親族、同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報することとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第17条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても地域密着型通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第18条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制について検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 生活相談員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

3 事業所は、生活相談員等であった者に対し、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため生活相談員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、生活相談員等との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月12日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。